

平成 22 年 10 月 18 日

社団法人 日本航空機操縦士協会
沖縄支部 支部長 屋良朝義 殿

大阪航空局 那覇空港事務所
前任航空管制官 安藤 保正

沖縄本島周辺空域における安全運航の確保について（お願い）

本年 3 月 31 日の那覇ターミナル管制所の運用開始に伴い、那覇進入管制区・那覇特別管制区（特別管制空域 B）・久米島情報圏・粟国情報圏が設定され、那覇管制圏が改正されたところですが、米軍管轄（既存）の嘉手納管制圏・普天間管制圏を含む沖縄本島周辺の各種空域の範囲及び飛行ルール等に対する理解が不十分なまま飛行され、結果的に無許可で特別管制区や管制圏に進入してしまう事例が発生しています。

ご存知のとおり、沖縄本島周辺の空域においては、民間／軍用及び IFR／VFR を問わず、多種多様な航空機が飛行しており、安全運航のためには空域の特性に対する正確な知識が求められています。

貴協会におかれましては、以下に紹介する事例等を参考にして、傘下会員の間における空域の範囲等に対する理解を深めていただき、引き続き安全運航に努めていただくようお願いいたします。なお、本件に係るお問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

1．発生した事例（抜粋）

- （1）那覇空港の西 10 海里付近から西向きに 3,500ft まで上昇した航空機を確認したが、呼び出しには応答がなかった。その後慶良間付近で PCA への進入要求があった。
- （2）那覇 RWY36 を離陸後、管制圏南側 700ft 以上の PCA を、1,000ft で通過した。その後那覇空港の北東 20 海里付近でレーダーモニターの要求があった。その際に無線で注意喚起を行ったが、旧沖縄クラス B 空域のチャートを使用していた。
- （3）PCA 外の飛行を指示したにもかかわらず、ホワイトビーチ方面から那覇空港へ向けて飛行中、那覇 PCA 及び普天間管制圏を無許可で飛行した。
- （4）サンド上空でレーダーモニターを要求した VFR 機が 1,500ft まで上昇し、北東方向に飛行した。PCA 内の飛行許可は発出しておらず、レーダー識別をしたただけであった。

2．事例の傾向

- （1）本土から飛来するプライベート機の事例が多い。
- （2）那覇空港常駐の運航者による事例も皆無ではない。
- （3）タワーを経由したアプローチからの指示が、パイロットに正しく理解されていない事例も発生している。

3. 考えられる原因・要因

- (1) 那覇特別管制区の範囲(那覇 VORTAC を中心とする半径 30NM 以内、高度 10,000ft 以下)が、本土のターミナルコントロールエリアに似ていることによる飛行ルールの誤解・勘違い。
- (2) AIP の特別管制区の飛行方法に関する記述では、コールサイン、現在位置、高度及び意図を通報し指示を受ければよいことになっている(実際には法第 94 条の 2 第 1 項ただし書の許可が必要)。
- (3) AIP の那覇のページには那覇特別管制区が、嘉手納のページには沖縄クラス B 空域が、それぞれ公示されていることによる混乱(後者は無効である旨のノータム RJTD 0135/10 発行済み)。
- (4) 沖縄本島周辺の空域に係る情報を掲載した出版物が、必ずしも最新のものではない。

4. 連絡先

大阪航空局 那覇空港事務所 管制事務室(ターミナル担当)

管制連絡調整官 田邊 和久

TEL : 098 - 859 - 5349

FAX : 098 - 859 - 5367

E-mail : tanabe-k467n@cab.mlit.go.jp